

**職業能力開発促進法施行規則等の一部改正について
(技能検定3級の受検資格の緩和)**

1 改正の趣旨

技能検定は労働者の技能向上の目標や企業内の人材育成のツールとして、ものづくり産業の発展に貢献してきたところであるが、我が国の基幹産業であるものづくり分野については、近時、経済のグローバル化による国際競争の激化、少子高齢化の進展や若者の技能離れといった変化に直面している。

このような状況下においても、3級の技能検定の受検者数は増加している。労働者の技能を評価し、向上を図るツールである技能検定を若年労働者が活用することは、受検者本人の職業キャリア形成に役立つことから、その職業人生の初期の段階から活用できることが望ましく、今後とも若年労働者の受検を促し続けるとともに、企業内での更なる技能の向上や職種転換を図る場合についても技能検定制度の活用を促す必要がある。

こうした中、平成24年7月に取りまとめた「技能検定等技能振興の在り方に関する検討会報告書」(座長、今野浩一郎学習院大学経済学部教授)において「若年技能者の受検を容易にするための受検資格の緩和」が必要とされたところであり、このため、3級の技能検定の受検資格を緩和する改正を行う。

2 改正の概要

(1) 3級の技能検定の受検資格について、以下の改正を行うこと

- 短期課程の普通職業訓練について、「総訓練時間が700時間以上のもの」という要件を撤廃する。(則第64条の4第1項第3号及び第3項第3号関係)
 - 実務の経験を有する者について、「六月以上の実務の経験を有する」という要件を除く。(則第64条の4第2項関係)
 - 専修学校・各種学校において、検定職種に関する学科を修めて卒業した者及び在学する者については、当該学校が大臣認定されたものであるか否かに関わらず、受検資格を付与する。(則第64条の4第3項第6号及び第7号関係)
 - 平成23年10月1日に施行された職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律第4条に基づき認定された訓練について、検定職種に関する当該訓練を修了した者及び受けている者には、3級の受検資格を付与する。(昭和45年労働省告示第18号第3条第15号及び第16号関係)
- (2) その他、上記改正との均衡を図るために、基礎1級及び基礎2級の技能検定の受検資格について所要の改正を行うこと。(則第64条の5関係)**

3 公布日

平成25年2月15日

4 施行日

平成25年4月1日

職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令案 新旧対照条文

○職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
第六十四条の四 法第四十五条第一号の厚生労働省令で定める準則訓練を修了した者は、三級の技能検定については、次の各号のいずれかに該当する者とする。	第六十四条の四 法第四十五条第一号の厚生労働省令で定める準則訓練を修了した者は、三級の技能検定については、次の各号のいずれかに該当する者とする。
一（略）	一（略）
三 検定職種に関し、短期課程の普通職業訓練を修了した者	三 検定職種に関し、短期課程の普通職業訓練であつて総訓練時間が七百時間以上のものを修了した者
2 法第四十五条第一号の厚生労働省令で定める実務の経験を有する者は、三級の技能検定については、検定職種に関し実務の経験を有する者とする。	2 法第四十五条第一号の厚生労働省令で定める実務の経験を有する者は、三級の技能検定については、検定職種に関し六月以上の実務の経験を有する者とする。
3 法第四十五条第三号の厚生労働省令で定める者は、三級の技能検定については、次の各号のいずれかに該当する者とする。	3 法第四十五条第三号の厚生労働省令で定める者は、三級の技能検定については、次の各号のいずれかに該当する者とする。
一（略）	一（略）
三 検定職種に関し、短期課程の普通職業訓練を受けている者	三 検定職種に関し、短期課程の普通職業訓練であつて総訓練時間が七百時間以上のものを受けている者
三の二（略）	三の二（略）
六 学校教育法による大学、短期大学、高等専門学校、高等学校、中等教育学校の後期課程、専修学校又は各種学校において検定職種に関する学科を修めて卒業した者	六 学校教育法による大学、短期大学、高等専門学校、高等学校、中等教育学校の後期課程、専修学校又は各種学校（厚生労働大臣が指定するものに限る。）において検定職種に関する学科を修めて卒業した者

七 学校教育法による大学、短期大学、高等専門学校、高等学校、中等教育学校の後期課程、専修学校又は各種学校において検定職種に関する学科に在学する者

八 (略)

第六十四条の五 法第四十五条第一号の厚生労働省令で定める準則訓練を修了した者は、基礎一級及び基礎二級の技能検定については、それぞれ次の各号のいずれかに該当する者とする。

一～二 (略)

三 検定職種に関し、短期課程の普通職業訓練を修了した者

2 法第四十五条第一号の厚生労働省令で定める実務の経験を有する者は、検定職種に関し実務の経験を有する者とする。

3 法第四十五条第一号の厚生労働省令で定める実務の経験を有する者は、検定職種に関し実務の経験を有する者とする。

三 検定職種に関し、短期課程の普通職業訓練を受けている者

三の二～五 (略)

七 学校教育法による大学、短期大学、高等専門学校、高等学校、中等教育学校の後期課程、専修学校又は各種学校(厚生労働大臣が指定するものに限る。)において検定職種に関する学科に在学する者

八 (略)

第六十四条の五 法第四十五条第一号の厚生労働省令で定める準則訓練を修了した者は、基礎一級及び基礎二級の技能検定については、それぞれ次の各号のいずれかに該当する者とする。

一～二 (略)

三 検定職種に関し、短期課程の普通職業訓練であつて総訓練時間が三百五十時間以上のものを修了した者

2 法第四十五条第一号の厚生労働省令で定める実務の経験を有する者は、基礎一級の技能検定については検定職種に関し四月以上の実務の経験を有する者とし、基礎二級の技能検定については検定職種に関し二月以上の実務の経験を有する者とする。

3 法第四十五条第一号の厚生労働省令で定める者は、基礎一級及び基礎二級の技能検定については、それぞれ次の各号のいずれかに該当する者とする。

一～二 (略)

三 検定職種に関し、短期課程の普通職業訓練であつて総訓練時間が二百五十時間以上のものを受けている者

三の二～五 (略)

六 学校教育法による大学、短期大学、高等専門学校、高等学校、中等教育学校の後期課程、専修学校又は各種学校において検定職種に関する学科を修めて卒業した者

七 学校教育法による大学、短期大学、高等専門学校、高等学校、中等教育学校の後期課程、専修学校又は各種学校において検定職種に関する学科に在学する者

六 学校教育法による大学、短期大学、高等専門学校、高等学校、中等教育学校の後期課程、専修学校又は各種学校（厚生労働大臣が指定するものに限る。）において検定職種に関する学科を修めて卒業した者

七 学校教育法による大学、短期大学、高等専門学校、高等学校、中等教育学校の後期課程、専修学校又は各種学校（厚生労働大臣が指定するものに限る。）において検定職種に関する学科に在学する者

八 （略）

八 （略）

昭和四十五年労働省告示第十八号（技能検定の受検資格を定める件）の一部を改正する告示案 新旧対照条文

○昭和四十五年労働省告示第十八号（技能検定の受検資格を定める件）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

現 行

第三条 規則第六十四条の四第二項第八号及び第六十四条の五第三項第八号に掲げる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一～十四 (略)

第三条 規則第六十四条の四第三項第八号及び第六十四条の五第三項第八号に掲げる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一～十四 (略)

十五 検定職種に関し、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第四十七号。以下「求職者支援法」という。）第四条第一項の規定により認定された職業訓練を修了した者

十六 検定職種に関し、求職者支援法第四条第一項の規定により認定された職業訓練を受けている者

十七 (略)

